

			頁	ご意見	回答
第2章 障がい者を取り 巻く状況	4 各種サービ スの提供状況	(3) 居住系サービス	20	伊自良苑は山縣市です。	ご意見のとおり、修 正します。
第5章 第7期障がい福 祉計画～数値目 標と見込み量の 設定～	4 障害福祉サ ービスの必要量 の見込みと確保 のための方策	(3) 居住系サービス	84	施設入所支援 令和8年度 12(一人減)は無理 と思われる。 自立生活 or グループホームへ移行出来るレベ ルの障害者は入所施設にはいないと思われま す。 グループホームの重度障害者の数はそのままな ので、死亡を想定しているのでしょうか。 (自立生活援助が1となっているので、入所一 >グループホーム一>自立生活 これは非現実 的ですが) 県の達成目標(第4期岐阜県障害者総合プラン (案) p190)でもこの部分は同数になっている ので13のままで良いと思われる。	国からの基本方針を 基に一人減という形 にさせていただきました が、ご指摘のと おり、地域移行につ ながるケースが難し いことや岐阜県の計 画の数値等の目標も 踏まえ、ご意見のと おり、修正します。
第1章 計画策定にあた って	3 国の方向性 について	(1) 国の第5次障害 者基本計画の方針	5	基本理念8にインクルーシブ教育の推進とありま す。こちらは国連から日本へ勧告があったように SDGsを進めるならば早急に取り組む必要がある 課題と考えますが、計画案の中にはその具体策が みえてきませんでした。そもそも、障がい者差別 は、障がい者と健常者が普段より共に生活する場 がほぼ皆無であるため「相手をしらない」ことか	現在、特別支援学 級の児童生徒におい ては、通常の学級で 学ぶ機会は、個々の 学習状況に応じて合 意形成を図りながら 確保できるよう配慮

			<p>ら、膨張する考えと思います。まだ柔軟で素直な幼児期、学童期から共生できれば障がいに対して理解を得ることもできるのではないのでしょうか。その中で共に助け合う精神が根付けば、成人後も温かな支援を自然とできるようになるのではないのでしょうか。計画案にある「交流の機会」はすでに生活を隔離し、健常者とは違うグループと位置付けているように思えます。さらにその先の共に生活する場を目標とするべきと考えます。そうなることで、ゆくゆくは理解が得られ就労に繋がり社会参加ができれば、その家族も疲弊したり、就労を断念することは減るのではないのでしょうか。特別支援学校でなく、支援学級を推進してほしいと考えます。そのためには、加配の配置、支援学校教師の通常学校への派遣等について取り組むべきかと思います。加配がつきサポート体制が手厚くなることで、学校内での差別の緩和も見込まれより共生に近づきます。障害児にとってもやはり多くの人との交流は発達促進につながります。</p>	<p>しています。</p> <p>町内の特別支援学校に通う児童生徒についても、居住地交流においてともに学ぶ場を確保しています。</p> <p>通常の学級においても支援が必要な児童生徒において、アシスタントの配置や特別支援学校のセンター的機能を活用できるようにしています。</p>
--	--	--	---	---